

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画

平成 2 4 年 1 0 月

〔 平成 2 4 年 6 月 2 8 日 認 定
平成 2 5 年 3 月 2 9 日 変 更 〕

岐 阜 市

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画 目次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
1 岐阜市の概要	1
2 中心市街地の現状分析	3
3 地域住民のニーズ等の把握・分析	14
4 1 期中心市街地活性化基本計画の総括	21
5 中心市街地の課題	30
6 岐阜市における上位計画等	31
7 中心市街地活性化の基本方針	35
8 中心市街地活性化の基本的視点と基本戦略・主要施策	36
2. 中心市街地の位置及び区域	48
[1] 位置	48
[2] 区域	49
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	51
第1号要件	51
第2号要件	55
第3号要件	58
3. 中心市街地の活性化の目標	60
1 中心市街地活性化の目標	60
2 数値目標設定の考え方	61
3 計画期間の考え方	63
4 具体的な目標数値	64
(1) 歩行者・自転車通行量（柳ヶ瀬周辺地区）	64
(2) 新規出店店舗数（柳ヶ瀬地区）	83
(3) 居住人口の社会増減数	85
5 フォローアップの考え方	89

<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなか歩き関連事業(御鯨街道) ・L=1,250m ・H22～H27 	<p>岐阜市</p>	<p>岐阜市では、スローライフ・スローツーリズムの一環として、岐阜の地に溶け込むさまざまな歴史・文化を感じながら、市民や来訪者がまちなかを楽しく歩いていただけることを目的に「まちなか歩き構想」を策定し、まちなか歩き、まちなか観光を推進している。</p> <p>その中で、御鯨街道は、長良川でとれた鮎を熟れ鮎にして、江戸の将軍家へ献上するために搬送した街道であり、岐阜市の貴重な歴史遺産であるこの街道をまちなか歩きのルートとして、市民や来訪者が安全で快適にまちなか歩きを楽しめるよう、魅力ある道路空間を創出し、にぎわいのあるまちづくりに寄与するものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜都心地区)) ・H22～H25 	
<p>(玉宮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化推進事業(市道蕪城町玉宮町線) ・整備延長L=710m ・H21～H26 ・道路修景整備事業 ・整備延長L=710m ・H22～H26 	<p>岐阜市</p>	<p>無電柱化推進事業は、玉宮通りの無電柱化による魅力ある都市景観を形成することで、人々が集い、にぎわいと活力のあふれた魅力ある「通り」を実現するものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜都心地区)) ・H21～H25 	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>(駅周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜駅北口土地区画整理事業 ・岐阜駅北口駅前広場整備、東地区(名鉄新岐阜駅側)整備 ・H14～H26 	<p>岐阜市</p>	<p>駅前広場と周辺市街地を整備することで、交通結節機能をより強化し、回遊性の向上と駅周辺の活性化を実現するものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(地域活力基盤創造計画) ・H21～H25 	

<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SWC推進事業(自転車走行環境整備事業(真砂橋本線ほか)) ・自転車走行位置明示等 ・H23～H27 	<p>岐阜市</p>	<p>近年、自転車は環境負荷の低い交通手段であることや、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが高まっている。その一方で、特に中心市街地においては、朝・夕の通勤、通学時間帯に自転車が集中し、自転車と歩行者の錯綜が見られ危険であるため、自動車、自転車、歩行者等の住み分けが必要となっている。</p> <p>そこで、安全、安心な自転車走行環境の形成により、「歩行者・自転車にやさしい都市」が実現され、集約型都市構造を支える交通体系が整った都市の実現と、自転車・歩行者の安全性が高まることによる中心市街地への自転車アクセスの向上が図られることから、商業活性化やにぎわいの創出のために必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(地域活力基盤創造計画) ・H24～H25 	
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとり・やすらぎ道空間事業(徹明地区) ・歩車共存道路整備 ・H16～H28 	<p>岐阜市</p>	<p>ゆとり・やすらぎ道空間事業は、歩行者・自転車を優先とした安全で安心な都市居住空間の確保や、人々が岐阜の魅力を感じ、歩きたくなる、自転車で走ってみたいと思える道空間づくりのために、スムーズ歩道や路肩カラー舗装を行うものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(地域活力基盤創造計画) ・H24 	
<p>(岐大跡地周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐大跡地周辺道路整備事業(泉町西野町1丁目線ほか1路線) ・道路改良 ・H25～H26 	<p>岐阜県、岐阜市</p>	<p>岐大跡地周辺道路整備事業は、岐大跡地に計画されている(仮称)中央図書館を中心とした複合施設とともに(仮称)憩い・賑わい広場整備に合わせて、歩行者・自転車利用者の安全で快適な道路空間を整備し、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(地域活力基盤創造計画) ・H25 	

3 フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(岐大跡地周辺) ・つかさのまち夢プロジェクト(岐阜大学医学部等跡地第1期施設整備事業) ・(仮称)中央図書館、(仮称)市民活動交流センター、(仮称)憩い・にぎわい広場及び岐阜大学医学部等跡地歩道空間等整備事業 ・(仮称)中央図書館と(仮称)市民活動交流センター等からなる複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」 ・延床面積 約15,400 m ² ・広場 ・周辺道路 ・H16～H26	岐阜市	<p>つかさのまち夢プロジェクトは、昭和30年代から40年代に建設された公共・公益施設の建替え時期を迎える本市のシビックゾーンを形成している地区内において、今後、当該地区全体のリニューアルを行う先導的な開発である。</p> <p>知の拠点として、魅力のある図書館と、文化、絆の拠点として、各種の市民活動の場を中心部に集中させる効果を持つギャラリー機能を備えた市民活動交流施設からなる複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」とまちなかの親樹空間として、(仮称)憩い・にぎわい広場を整備することで、中心市街地へ多くの市民を流入させる。</p> <p>さらには、魅力のある公共施設整備に伴い、まちなか居住の推進、にぎわいの創出により、民間開発の意欲を高めることなどから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜都心地区)) ・H22～H25 ・社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(岐阜大学医学部等跡地地区)) ・H22～H26	



(柳ヶ瀬) ・SWC推進事業(健康ステーション事業) ・健康づくり拠点施設整備 ・H23～	岐阜市	健康増進とにぎわい創出を目的に、柳ヶ瀬に「岐阜市柳ヶ瀬健康ステーション」を開設。健康測定機器の設置、健康に関する教室の開催など健康情報の発信、及びステーションを拠点にウォーキングやジョギング等で柳ヶ瀬周辺を回遊してもらうことなど、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜都心地区)) ・H24～H25	
--	-----	---	--	--





(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
 該当なし

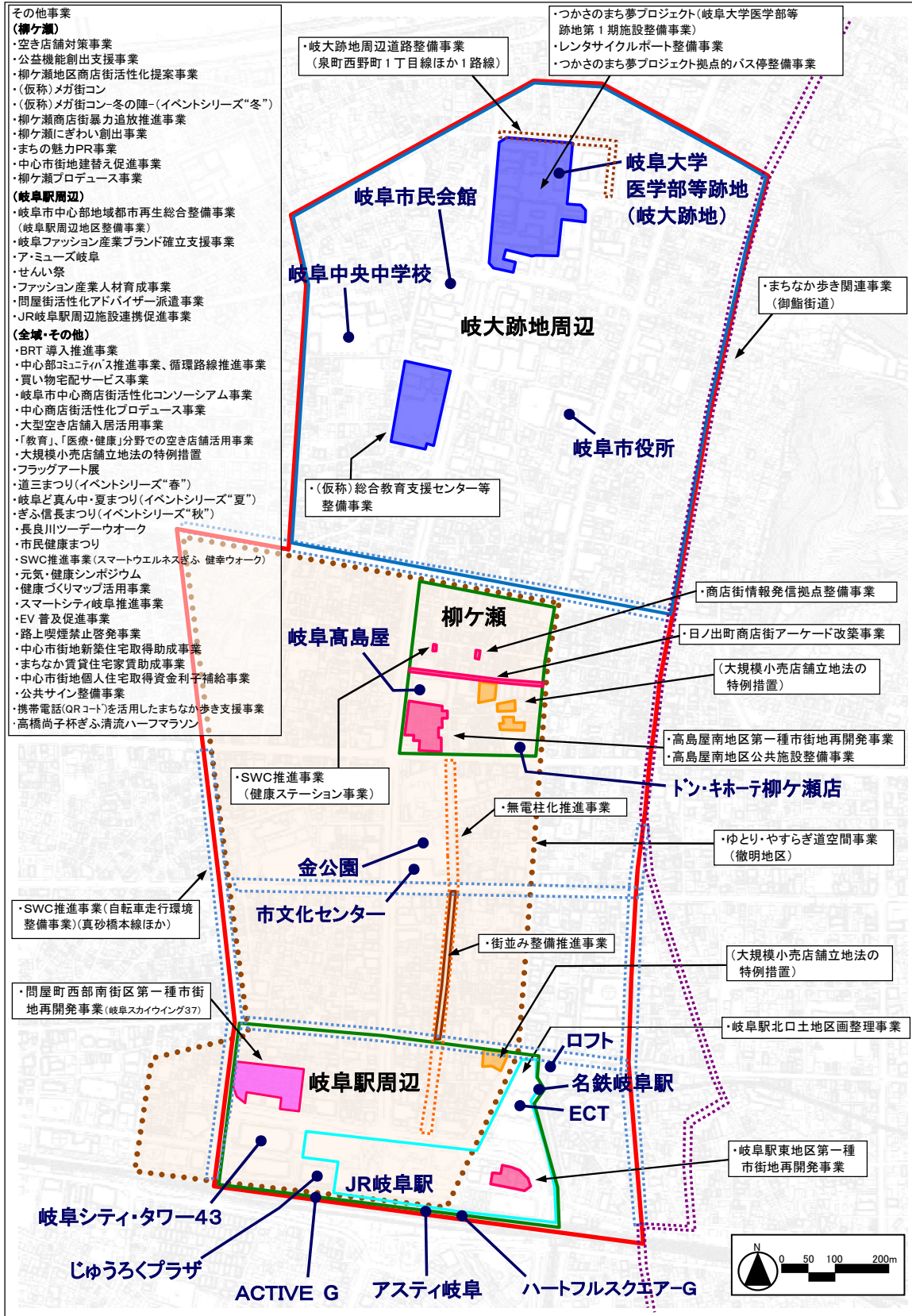
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
 該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(柳ヶ瀬) ・高島屋南地区公共施設整備事業 ・市街地再開発事業などと連携した公共施設の設置 ・高島屋南地区市街地再開発地区内 ・約 0.7ha ・H24～H28	岐阜市	高島屋南地区公共施設整備事業は、中心市街地における買物や飲食、さらには各種ふれあいなどと連携した魅力ある活動が展開できる公共施設を設置して集客性を高めるものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 なお、本事業は高島屋南地区第一種市街地再開発事業の進捗に合わせ、公共施設の具体的内容の明確化を図り、その設置に努める。		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

	中心市街地活性化基本計画区域	170ha	
	柳ヶ瀬地区	9ha	(都市再生緊急整備地域 柳ヶ瀬通周辺地区)
	岐阜駅周辺地区	21ha	(同上 岐阜駅北地区)
	岐大跡地周辺地区	70ha	



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

1 市庁内体制

(1) 中心市街地活性化を担当する統括組織

まちづくり推進部に、中心市街地活性化に関する業務を担当する審議監を配置し、事務の統括を行なう。

また、まちづくり推進部内に中心市街地活性化推進課を設け、事業の進行管理、評価を行なう。

組 織	配 属
まちづくり推進部	中心市街地活性化審議監
中心市街地活性化推進課	課長 1人
	担当 2人

(2) フォローアップ体制

中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に進めるためには、関係機関及び関係部局との緊密な連携体制が必要である。また、基本計画における事業進行を一元的に管理できる庁内体制の構築が必要である。

そこで、庁内体制としては、副市長及び計画記載事業の担当部長等で構成される岐阜市中心市街地活性化推進会議を設置し、事業進捗状況、数値目標達成状況などを全庁的に把握し、適切な進行管理を行うとともに、計画記載事業の担当課長等で構成される岐阜市中心市街地活性化担当課長等連絡会議を設置し、計画に記載された個別事業の連絡調整を図る。

また、基本計画の全体評価や市民のアンケート調査を含めた総合的なフォローアップについては、計画期間の中間年度である平成27年度に行うとともに、最終年度である平成29年度には事後評価を行い、それらの結果を岐阜市中心市街地活性化協議会に諮る。

2 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容

第1期計画の認定を契機に、中心市街地活性化に関する議論が継続している。

(1) 平成19年第3回定例会（9月）

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《市政自民同志会》 ・まちなか居住の推進を目標とした理由は。	《まちづくり推進部長》 ・まちなか居住の推進が基本計画の目標となった理由について 市総合計画では、将来都市像として、集約型都市構造への転換、歩いたり公共交通や自転車での移動によって日常的なサービスが充足される多様な地域核のある都市の形成を目指しています。この基本計画においても、同様の基本方針としており、都心にふさわしい多様な機能が集積した活力に満ちたまちを構築するため、まちなか居住を基本計画の1つの目標にした。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	意義については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「中心市街地活性化の基本方針」に記載。 目標については、「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。
	認定の手續	中心市街地活性化協議会を組織し、協議会の意見を取り入れた基本計画を策定。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	位置及び区域は、都市機能が集積し、商業活動が盛んである区域を設定。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	有識者、経済界、地域住民等で組織する県都岐阜市のまちづくり協議会が、県都岐阜市のまちづくり構想を作成。同構想に基づき策定された1期基本計画の方針を引き継ぎ、基本計画案を市中心市街地活性化推進課において作成。地権者、民間事業者、地域住民等で組織された中心市街地活性化協議会の意見を取り入れ基本計画を策定。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の適正立地のため、準工業地域全域を対象として、特別用途地区「大規模集客施設立地規制地区」を平成19年11月に都市計画決定した。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個別事業に関して、実践的・試行的活動に取り組むとともに、関係者・行政が一体的に推進する体制を整備した計画となっている。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	市街地の整備改善のための事業等に関して、計画期間内で実現する事業等を記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	核的開発等の推進でにぎわいを創出するとともに、イベント実施等で柳ヶ瀬のまちの魅力を高め、柳ヶ瀬へ人を呼び込むことで、中心市街地全体のにぎわい創出と商業活性化を図る。また、まちなか居住を促進することで定住人口を増やす。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	市街地の整備改善のための事業等について、実施主体を記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	市街地の整備改善のための事業等について、実施時期を明記している。

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画

平成 2 4 年 1 0 月

[平成 2 4 年 6 月 2 8 日 認定]

[平成 2 5 年 3 月 2 9 日 変更]

編 集 岐阜市 まちづくり推進部 まちづくり推進政策課

〒500-8720

岐阜県岐阜市神田町 1 丁目 11 番地

電話 (058) 265-4141 FAX (058) 264-8608

E-Mail machi-sei@city.gifu.gifu.jp

HomePage <http://www.city.gifu.lg.jp/>